

奈良県後期高齢者医療審査会の審査手続

○被保険者から審査請求書の提出



必要に応じて、審査会は、審査請求人
に対して、請求書の補正を求める。



○審査請求書の受理(審査会)



○処分庁(後期高齢者医療広域連合又は市町村)が「弁明書」を提出。



○審査会は、審査請求人に対し、処分庁の「弁明書」を送付。



○審査請求人は、処分庁の「弁明書」に反論がある場合、「反論書」を
審査会に提出(様式任意)。



○審査会は、審査請求人が提出した「反論書」を処分庁に送付。



○必要に応じて、処分庁及び審査請求人は、相手方から新たな主張が
あった場合、それに反論する書面を審査会に提出。
(審査会は、各書面を相手方に送付する。)



○必要に応じて、審査会は、審査請求人や処分庁等に対して、書面の
提出を求める等の調査を実施。



○審 理



○裁 決

※ 審査会は、中立で公平な立場で審理し、裁決を行います。

※ 弁明書や反論書等については、相当の期間を定めて提出を求めます。

請求内容により、審査請求書の提出から裁決が行われるまで、時間がかかる場合があります。